

令和 8 年 5 月 19 日

陳 述 書

山田 勝徳

1 はじめに

私は、警視庁で勤務している警察官です。私は、警視庁調布警察署の地域課で勤務していた令和3年4月13日（以下「本件当日」といいます。）、この訴訟の原告であるモリス・シェルトンさん（以下「シェルトンさん」といいます。）が狛江駅南入口交差点方面から東京都狛江市岩戸北三丁目15番先の新一の橋交差点（以下「本件交差点」といいます。）に向かう2つの車両通行帯が設置された道路においてした進路変更禁止違反を現認したものの、反則告知は行わず、警告を行うにとどめることとしましたので、当時の状況等についてお話しします。

なお、当時の状況につきましては、今から5年以上も前のことですし、反則告知に至らなかったため当該違反行為に関して記録は作成されておらず、また、この訴訟が提起されて、当時の状況を東京都の代理人から聴取されるまでの約3年間、特に記憶喚起をする機会もありませんでしたので、私が警察官として扱う他の取扱い状況が混在するなどして思い出せない部分が多くあることをあらかじめ申し添えておきます。

2 シェルトンさんに対する取扱状況について

- (1) 本件当日のおおむね昼頃、私は、本件交差点付近の歩道上（私は、乙B26号証として提出されている見取図1枚目において⊗で示されている場所に位置していました。）において、交通違反の取締りを行うため本件交差点を走行する車両に対する交通監視を行っていたところ、狛江駅南入口交差点方面から本件交差点に向けて進行してきたシェルトンさんが運転するバイク（以下「本件バイク」といいます。）が、進

路変更禁止の道路標示を越えて、隣の車両通行帯に進路変更した（以下、シェルトンさんによる当該違反行為を「本件違反行為」といいます。）のを現認しました。

シェルトンさんが本件違反行為をしたときの状況については、進路変更禁止の道路標示を越えて隣の通行帯に進路変更をしたこと以上に、具体的な走行態様に関する明確な記憶はありませんが、本件違反行為によって、他の交通に危険を生じさせるような状況はなかったものと記憶しています。

- (2) 私は、本件違反行為を現認後、近くで私と同じように交通監視を行っていた同じ地域課の後藤祥太巡查部長（以下「後藤巡查部長」という。）と共に直近の車道上に移動し、狛江駅南入口交差点方面から本件バイクに乗車して進行してきたシェルトンさんに停止を求め、本件バイクを歩道上に駐車するよう誘導しました。

なお、シェルトンさんは、私と後藤巡查部長が停止を求めた時点ではヘルメットをかぶっていたので、シェルトンさんの容姿を確認できたのは、シェルトンさんに停止を求めた後であることは間違いありません。

- (3) 私は、本件バイクを停止させたシェルトンさんに対して、進路変更禁止違反である旨を日本語で伝えたものの、シェルトンさんは私の話を理解できていない様子でした。

そうしたところ、本件交差点付近でやはり交通監視をしていた同じ地域課員で、英語を話すことのできる吉田謙一巡查部長（以下「吉田巡查部長」といい、私、後藤巡查部長、吉田巡查部長の3名を併せて「私たち」といいます。）が、シェルトンさんと私のところまできてくれたので、私は吉田巡查部長に対し、狛江駅南入口交差点方面から進行してきたシェルトンさんが本件交差点の手前で進路変更禁止違反をしたことを伝え、その旨をシェルトンさんに英語で伝えてほしいと依頼しました。

依頼後、吉田巡查部長がシェルトンさんと英語で会話をしていた内容については、英語が得意でない私には理解できない部分が多くあったものの、断片的に聞き取れた内容から、吉田巡查部長がシェルトンさんに進路変更禁止違反をしたことを指摘していること、シェルトンさんが進路変更禁止違反をしたことを認めていない状況にあることは理解できました。

- (4) その後私は、吉田巡查部長から、シェルトンさんが進路変更禁止違反をした認識はない（つまりは、黄色の車線を跨いだつもりはない）旨を述べているとの説明を受けたところ、本件違反行為によって他の交通に危険を生じさせるような状況はなかったことから、シェルトンさんには、反則告知を行うのではなく、警告にとどめるべきで

あるとの判断をしました（なお、当該判断をするに当たっては進路変更禁止の道路標示の始点と本件違反行為の違反地点までの距離が長くなかったという事情を考慮した可能性もあります。）。

そこで私は、本件違反行為につき、反則告知ではなく、警告にとどめることとするので、その旨をシェルトンさんに説明するよう吉田巡査部長に依頼しました。

その後、吉田巡査部長がシェルトンさんと英語で会話すると、シェルトンさんは本件バイクに乗車して立ち去りました。

- (5) なお、私がシェルトンさんに停止を求めてから、シェルトンさんが立ち去るまでの間に、シェルトンさんが運転免許証を提示したことは記憶しているのですが、在留カードの提示を受けたか否かは記憶に残っていません。

もっとも、取締りの対象者が外国人である場合には、在留資格や在留期間を確認するために在留カードを確認するということは通常行っていますので、このときにシェルトンさんから在留カードの提示を受けた可能性は十分に考えられると思います。

3 おわりに

本件当日におけるシェルトンさんに対する取扱状況は以上のとおりです。

この訴訟でシェルトンさんは、私たちがシェルトンさんの容姿のみに着目してシェルトンさんに停止を求めた上で職務質問を行ったなどと主張しているそうですが、そのような事実は一切ありません。